

税理士 大城 眞徳

プロフィール

昭和48年1月 開業
kbc学園グループ 理事長

第74回「知って得する・ためになる」

税務トピック!

平成22年度税制改正大綱

今回は、平成22年度税制改正大綱の一部を取り上げていきます。

所得税関係

1. 扶養控除の減額及び廃止(増税)

子ども手当の創設や、高校教育実質無償化の実施に伴い、0歳～15歳までの扶養控除の廃止、16歳～18歳までの扶養控除の減額があります。それ以外の扶養控除については現行維持となります。

※平成23年度分からの改正

年齢	平成22年度までの控除額	平成23年度からの控除額
0歳～15歳	38万円	0円(廃止)
16歳～18歳	63万円	38万円(減額)
19歳～22歳	63万円	63万円(現行維持)
23歳～69歳	38万円	38万円(現行維持)
70歳～	48万円 又は 58万円 (同居以外) (同居の場合)	48万円 又は 58万円 (同居以外) (同居の場合)

法人税関係

1. 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例延長(減税)

青色申告を提出する法人が、30万円未満(1単位あたり)の減価償却資産を取得した場合、その減価償却資産の合計額300万円を限度として、全額損金算入できる制度が2年延長されます(平成24年3月31日まで)

対象者: 下記①～③のいずれかに該当する法人

- ①資本金が1億円以下の法人
(大規模法人、資本金1億円超の子会社などを除く)
- ②資本金のない法人で従業員が1,000人以下の法人
- ③農業協同組合等

2. 特殊支配同族会社における業務主宰役員給与の損金不算入の廃止(減税)

1人オーナー会社で、その役員の給与の一部が損金算入できないという制度ですが、その制度が平成22年4月以降に終了する事業年度から廃止となります。

相続税・贈与税関係

1. 住宅取得資金に係る贈与の非課税枠の拡大(減税)
住宅取得の為に親や祖父母(直系親族)から贈与を受けた金銭の非課税限度額が現行の500万円から引き上げとなります。

平成22年度中の贈与税非課税限度額	平成23年度中の贈与税非課税限度額
1,500万円	1,000万円

贈与税の基礎控除額110万円と合わせると、最大で平成22年度中の贈与税非課税限度額は1,610万円。平成23年度中の贈与税非課税限度額は1,110万円となります。

非課税制度の適用を受ける為には、贈与を受けた年の翌年2月1日～3月15日までの間に、確定申告をする必要があります。

※贈与を受ける方のその年の所得が2,000万円以下であることや、取得する家屋の要件などの適用要件がある為、注意が必要です。

経営者の参謀役としてお手伝いさせていただきます!

大城眞徳税理士事務所

〒901-2132 沖縄県浦添市伊祖1-33-1 牧港建設第二ビル3階
tel. 098-876-8231 fax. 098-876-8304 mail: hp-shintoku@tkcnf.or.jp「税務トピック!」メルマガ配信中!! (ホームページからご登録できます)・・・→(URL) <http://www.masism.com>

《主な支援内容》

- 税務代理・税務相談・税務申告 ● 決算事前対策
- 経営計画策定 ● 業績管理支援 ● 起業家支援
- 経営革新支援 ● パソコン会計支援
- 建設業「経審」対策 ● 適正な生命保険指導